

特定非営利活動法人ニコニコ介護  
指定居宅介護支援事業所運営規定

(事業の目的)

第一条 特定非営利活動法人ニコニコ介護が開設する特定非営利活動法人ニコニコ介護（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条 1 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。  
2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。  
3 事業にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称など)

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特定非営利活動法人ニコニコ介護
- 2 所在地 神奈川県横須賀市小川町 13-20 横須賀中央ビル 6階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第四条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者 主任介護支援専門員 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

- 2 介護支援専門員 常勤・非常勤 22名（5名以上、常勤換算4名以上とする）

介護支援専門員は、次の指定居宅介護支援の提供にあたる。

- ① 在宅で生活をしている要介護者が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者からの依頼を受けて、利用する指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた計画（居宅サービス計画）を作成する。

- ② 居宅サービス計画に基づき指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
- ③ 要介護者が介護保険施設への入所を要する場合には、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第五条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日を含む。)

ただし日曜日、12月29日から1月3日は営業しない。

2 営業時間 午前9:00から午後6:00までとする。

3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

4 営業日・営業時間外であっても、利用者の対応をする場合がありえる。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第六条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はない。

2 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

利用者による居宅サービスの選択に資するよう、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供し、居宅サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得た上で、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供をする。

居宅サービス計画を作成すると共に、当該居宅サービス計画を利用者及びサービス事業者に交付する。

適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者が介護保険施設への入所等を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他便宜を提供する。

課題分析の方法は自社独自方式を用いる。

3 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、少なくとも1月に1回利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況を把握(以下「モニタリング」)する。

4 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を当該事業所等で開催し、担当者から意見を求めるものとする。

5 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

6 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、徴収しない。

(通常の事業の実施地域)

第七条 通常の事業の実施地域は、横須賀市、三浦市、葉山町、逗子市、横浜市金沢区とする。

(相談・苦情対応)

第八条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

(虐待の防止のための措置に関する事項について)

第十条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

3 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

4 虐待防止の措置を講じるための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第十一条 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内（OJT方式）

② 継続研修 研修計画に基づき年3回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ニコニコ介護と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第十二条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 1 年に 1 回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- 3 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

附則

この運営規定は令和 3 年 4 月 1 日より施行する